

雷塚小学校避難所運営マニュアル
【感染症対策編】

令和 3 年 3 月

雷塚小学校避難所管理運営マニュアル
作成検討委員会

第 1 版

目 次

1 趣 旨.....	1
2 適用期間.....	1
3 避難所内の区画設定.....	2
4 感染症対策物品等の設置.....	2
5 避難所開設に必要な人員確保.....	3
6 感染防止対策.....	3
7 避難者の受入.....	3
8 避難所の運営.....	5
9 避難所内の感染拡大防止対応等.....	5
10 疑似症避難者への対応.....	6

別 紙 資 料

- 1 避難所受付の流れ
- 2 簡易問診票
- 3 ポスター
 - (1) 次の症状がある場合はすぐにスタッフにお知らせください
 - (2) 感染を広げないための避難所ルール
 - (3) 感染症対策、咳エチケット、手洗いに関するチラシ（日本語、他3カ国分）
 - (4) 避難スペースで生活されている方へのお願い
- 4 健康チェック表

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、政府から「新たな生活様式」が示され、大規模災害時の避難所運営においても、特段の配慮や対応が求められている。このことについて、別冊避難所運営マニュアル（運用編）に加え、避難所運営マニュアル（感染症対策編）を作成するものである。

2に示す適用期間においては、避難所運営マニュアル（運用編）及び本マニュアルにより避難所開設を行うもの。

2 適用期間

本マニュアルの適用期間については、本マニュアルによる対策が不要と判断される次に示す時期までとする。

- (1) 政府等から新型コロナウイルス感染症の流行収束宣言等が出された場合
- (2) 政府等が「新しい生活様式」が以後不要であると発表した場合
- (3) 「新しい生活様式」が変更され、「感染防止の3つの基本」及び「3密の回避」が除かれた場合
- (4) その他(1)から(3)までに準じる発表がされた場合

3 避難所内の区画設定

はじめに、以下の点に留意して必要な区画の設定を行ってください。

- (1) 入口及び受付で予測される待機者の行列を整理するため、あらかじめ1.5m以上の間隔をあけた目印をつけ、密集・密着を避けるよう設定してください。
- (2) 記載台付近での密集・密着を避けるため、一定の間隔をあけるようスペースを確保してください。
- (3) 他の避難者との密集・密着を避けるため、1つの避難区画を1世帯とし、可能な限り1区画4㎡確保してください。なお、避難所運営マニュアル（運用編）で示しているパーテーションを利用すれば、1区画4㎡は確保されます。
- (4) 避難所の出入口は換気のために、原則として開けて密閉を避けてください。
- (5) 感染が疑われる避難者（以下「疑似症避難者」という。）のための待機区画を確保するときは、可能な限り他の避難者と動線を分けてください。

4 感染症対策物品等の設置

- (1) 避難所内における感染症拡大防止を目的として、下表の物品を設置してください。

表 感染対策用物品一覧

名 称	設置場所	設置数
避難所受付の流れ(掲示物)	避難所入口	1枚
手指消毒用アルコール	避難所入口、受付、記載台、 トイレ入口、設定した区画	各1個
ハンドソープ	手洗い場	1個
感染症対応関係専用ごみ箱	施設外	1袋
除菌スプレー（環境消毒用アルコール消毒液）、キッチンペーパー等 （環境消毒用）	運営本部	1セット
<small>えきか</small> 非接触型温度計、腋窩式体温計、簡易問診票	避難所入口検温・問診所	1セット

- (2) ポスターの掲示

避難者に感染を広げないための避難所ルールや感染症に関する情報を周知するために、避難スペースや出入口付近に次の広報用ポスターを掲示してください。

ア「次の症状がある場合はすぐにスタッフにお知らせください」

イ「感染を広げないための避難所のルール」

ウ「感染症対策、咳エチケット、手洗いに関するチラシ」（日本語、他3カ国分）

エ「避難スペースで生活されている方へのお願い」

5 避難所開設に必要な人員確保

開設にあたり、通常の運用人員に加え、表「感染症対策人員」に記載される人員が必要となります。実際に避難所内へ避難者を誘導するに当たっては、協力者を募り表のとおり必要人員を確保に努めてください。

表 感染症対策人員

名 称	人 数	担 当 内 容
検 温 問 診 員	1 名	避難所入口で検温
一 時 待 機 区 画 対 応 員	1 ～ 2 名	疑似症避難者を一時待機区画へ誘導

6 感染防止対策

感染防止対策対応に携わる者は運営班長の指揮の下、業務を行います。また、感染症防止対策に直接かかわらない運営員も含め、表に掲げる感染症用個人防護具（以下「PPE」という。）を準備し、避難者対応時には必ず装着してください。

表 職務別PPE一覧

職 名	P P E
運 営 班 長	マスク、ビブス、手袋
避 難 所 誘 導 員	マスク、ビブス、手袋、フェイスガード
検 温 問 診 員	マスク、ビブス、手袋、フェイスガード
受 付 対 応 員	マスク、ビブス、手袋
避 難 所 内 誘 導 員	マスク、ビブス、手袋、フェイスガード
一 時 待 機 ス ペ ー ス 対 応 職 員	マスク、ビブス、手袋、フェイスガード、ビニールガウン

7 避難者の受入

(1) 検温・問診の実施

ア 検温の流れ

検温問診員は検温・問診所（避難所入口付近）で、全ての避難者に対して非接触型温度計による検温を行ってください。

このとき測定された体温が 37.5℃以上であった場合は、^{えきか}腋窩式体温計による再検温を実施してください。再検温してもなお発熱が認められるようであれば、受付を行わず疑似症者用に確保した待機区画へ誘導してください。

イ 問診の流れ

検温又は再検温において発熱がなければ、簡易問診票による問診を行ってください。簡易問診票の質問項目に1つでも該当する場合は、その時点で直ちに発熱者と同様に疑似症避難者として待機区画へ誘導してください。

問診後、検温問診員は避難者に手指消毒用アルコールによる消毒を行うよう促した後、受付手続きを行うための記載台へ誘導してください。

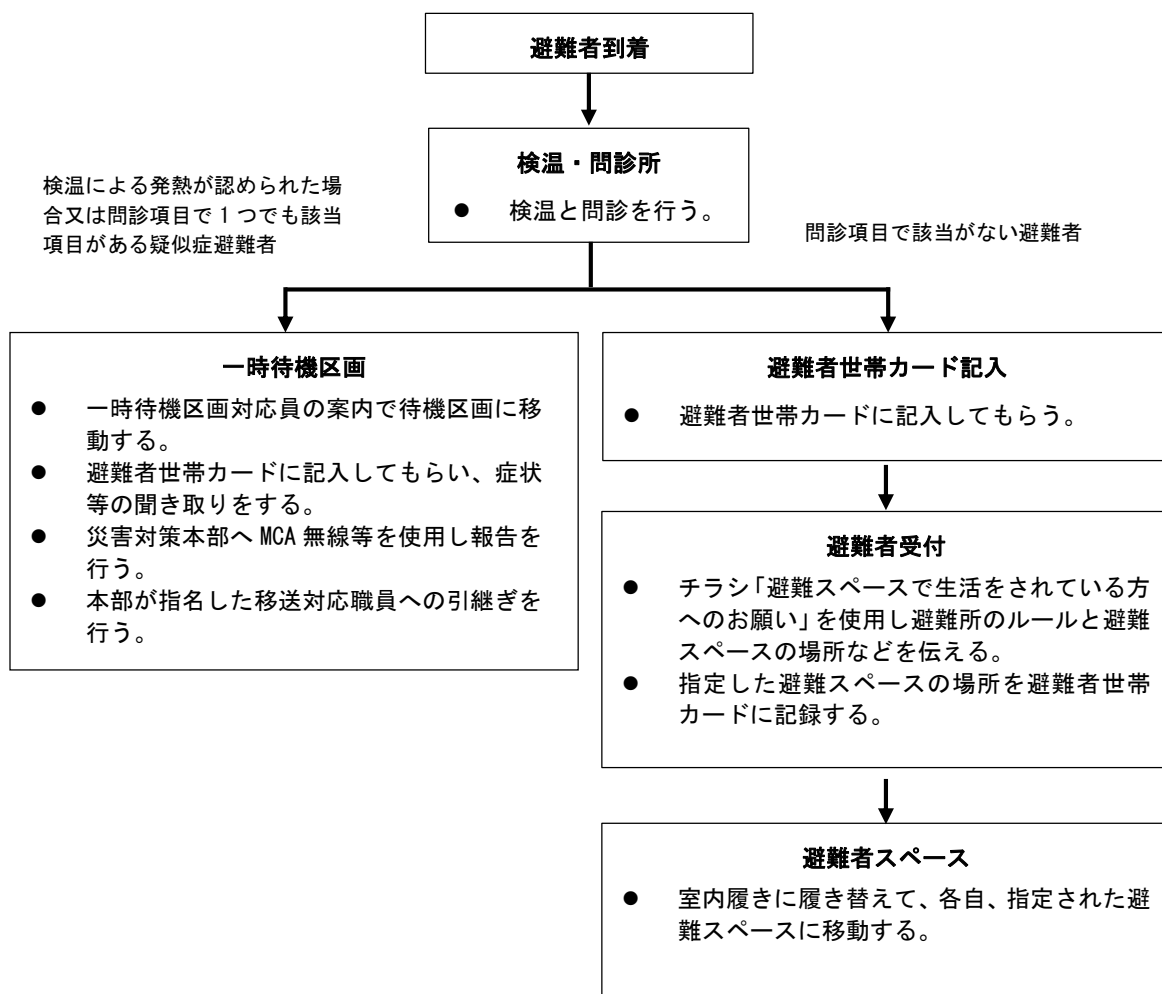
また、疑似症避難者を待機区画へ誘導した後、運営班長は本部に報告を行い、指示を

仰いでください。

(2) 避難区域への案内

受付が完了した後、避難所内誘導員が指定番号の区画まで避難者を誘導してください。また、必要と認められる場合、あらかじめ設定した女性専用スペース等（着替え、授乳を行える区画）を案内し、それ以降は不要な移動は控えるよう呼びかけてください。

避難者受付の流れ



避難者受入時の留意事項

- ・それぞれの場所で、密集・密閉にならないように必要に応じて待機位置の指定を行うなどにより、避難者間に適切な距離を確保できるように配慮する。
- ・避難者世帯カード記入用の筆記具及び記載台は定期的に消毒する。
- ・災害の発生又は発生する危険が差し迫っている場合は、災害から命を守ることを最優先し、受け入れ手順を簡素化して実施する。

8 避難所の運営

(1) 避難者情報の管理

簡易問診票については、その後の災害救助事務費請求や新型コロナウイルス感染症発生時の積極的疫学調査用の資料として使用するので、避難所が閉所した後、市職員へ提出するまで避難者カードとまとめて適切に保管してください。

(2) 食事・物資等の配布

配布の際には、区画ごとの代表者を呼び出し、できるだけ密を避け配布するよう心掛けてください。なお、水については世帯ごとにペットボトル単位で配布すること。ただし、移動が困難な要配慮者が避難している場合においては、運営員（一時待機区画対応職員を除く）が対象避難者区画付近まで運んでください。

9 避難所内の感染拡大防止対応等

(1) 感染拡大防止の意識付け

避難者に対し以下の点について定期的に周知を図ってください。

ア 食事前、トイレ後、不特定多数の人が触れる場所に接触した場合等については、必ずハンドソープを使用して手を洗い、手指消毒用アルコールによる消毒を行うこと。

イ 移動する際は消毒を徹底すること。

ウ マスクを着用する等咳エチケットを徹底すること。

エ 避難者同士の接触は極力避けること。

オ ごみは必ず事前に配布した袋に入れ、原則持ち帰るよう案内すること。ただし避難所生活が長期化した際は、ごみの種別ごとにごみ袋を設置し、捨てる際には分別（可燃、不燃、ペットボトル）して捨てるよう周知すること。

(2) 換気

気温や天候を考慮した上で、30分に一回以上、数分程度、風の流れることができるように必ず2か所の窓又はドアを開放して換気してください。このとき、開放する窓又はドアについて、可能な限り対角線上になるよう配慮してください。

また、トイレ、更衣室、授乳スペース等の共用区画においても、支障がない範囲で適宜換気を行ってください。

(3) 環境消毒

トイレのドアノブ等の不特定多数の人が触れる場所については、最低でも約6時間ごとに除菌スプレー、キッチンペーパー等を使用し消毒を行ってください。また、食事の前に全ての避難者へアルコール消毒をするよう促してください。なお、消毒対応を行う職員は、マスク、手袋を装着して行ってください。

(4) ごみ処理

開設期間3日以内が想定される避難所で発生したごみについては、避難者が自宅に持ち帰り処理を行うよう周知してください。ただし、乳幼児や要介護者が使用した紙おむつなど、衛生上、避難スペースで各自保管することが適切ではないごみが発生する可能性がある場合は、別途、避難者が生活する区域から離れた場所にごみ置き場を設置し、

捨てるよう周知してください。

開設期間が長期化（4日以上）する場合に設置するごみ置き場は、避難者が生活する区域から離れた場所に設置してください。避難生活の中で発生したごみは、以下のアからエに掲げる点に留意し捨てるよう指示するとともに、運営員がごみ処理を行うときは、マスク、フェイスガード、手袋及びビニールガウンを装着して行ってください。

なお、避難所の開所に伴い発生したごみ（例：毛布が入っていた袋、避難所運営員が使用した装備）については、事業系一般廃棄物指定収集袋（黄色い袋）に入れ、避難生活の中から発生したごみと区別するようにしてください。

ア 避難者各々が、事前に配布したごみ袋に分別し入れること。

イ ごみ袋は、空気を抜いてから、袋の口をしっかりと縛ること。

ウ ごみ袋は、共用のごみ置き場に捨てること。

エ ごみを捨てた後は、必ず手を洗いアルコールによる手指消毒を行うこと。

(5) 避難者及び運営員の健康確認

「健康チェック表」を配布し、避難者及び運営員は自己管理を行うよう周知してください。

避難者で発熱や体調不良が出た場合は、家族（同居人）と共に一時待機区画に移動させ、本部に報告してください。運営員に感染症状が出た場合においても、本部に速やかに報告し、指示があるまで業務を行わないでください。なお、疑似症避難者等が出た付近においては(3)に準じ至急消毒作業を行ってください。

(6) 避難所閉鎖後の対応

避難者が全員帰宅した後、換気及び(3)に準じ消毒作業を必ず行ってください。併せて使用した避難所資機材等を消毒した上で、本部の指示に従い物資の移送に協力してください。

10 疑似症避難者への対応

(1) 初期対応

検温又は問診において、疑似症避難者（及びその同居者）が確認された場合には、班長に報告するとともに速やかにゾーニングした一時待機スペースに移動させてください。このとき、一時待機区画対応員以外の運営員は、疑似症避難者との接触を避けてください。

移動完了後、速やかに9(3)に記載されている装備を装着し環境消毒を必ず行ってください。

(2) 本部への報告

運営班長は疑似症避難者の人数等に係る情報について、MCA無線等を活用し本部に報告してください。

(3) 保健相談センター等への移送

上記(2)について報告を受けた本部は、移送担当員を指名し疑似症避難者を保健相談センター又は指定された場所へ移送します